

# 上尾市テニス協会規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)  
本協会は上尾市テニス協会と称する。

第 2 条 (事務局)  
上尾市テニス協会(以下協会)の事務局を上尾市内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 (目 的)  
協会は上尾市内におけるテニスを振興し、健全、明朗な市民生活の維持発展に寄与する事を目的とする。

第 4 条 (事 業)  
協会は第 3 条の目的を達成する為に次の事業を行う。  
1 市内におけるテニスの普及、発展に関する諸方策の樹立及び実施  
2 市内におけるテニス大会の実施  
3 市内のテニス団体の統括、及び指導  
4 市内のテニス団体の統括組織として、市外諸団体等との交流  
5 その他協会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

第 5 条 1 (資 格)  
協会の会員は上尾市内に所在するテニスに関する団体及び在住、在勤の者で協会に登録の有るものとする。  
2 (登 録)  
第 5 条 1 に該当する者は所定の書式により、協会会長宛に登録の申請を行い、協会理事会の承認により登録を行う。  
3 (脱 退)  
協会を脱退する者は書面において理由を協会会長に提出し、協会理事会の承認により脱退する。

## 第 4 章 役 員

第 6 条 協会に次の役員をおく。  
会長(1 名)、副会長 (2 名)、理事長(1 名)、理事(若干名)、会計(1 名)、会計監査役(2 名)。

第 7 条 1 会長は総会の決議により推挙する。  
2 副会長は総会の決議によるもの 1 名、会長の推薦する者 1 名とする。  
3 理事長は理事の互選により会長が委嘱する。  
4 理事は総会の推薦による者と、会長が推薦する者を会長が委嘱する。  
5 会計は協会の推薦する者 1 名を会長が委嘱する。  
6 会計監査役は協会の推薦する者 2 名を会長が委嘱する。

第 8 条 (役員の任務)  
1 会長は協会を代表し、また協会を統理する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長の代行を行う事が出来る。  
3 理事長は会長の命を受け理事会の決するところにより協会の運営にあたり、又緊急を要する事項で理事会に諮る時間の無い場合は、単独で理事会決定とする事が出来る。ただしこの場合は、事後理事会へ報告承認を受けなければならない。

- 4 理事は理事会を組織し協会の運営にあたる。
- 5 会計は協会運営に関わる金銭的収支を管理し、帳簿を作成する。
- 6 会計監査役は協会の会計を監査し、理事会に意見を述べる。

第 9 条 (役員任期)

- 1 役員任期は2年とする。ただし再任をすることが出来る。
- 2 任期中の役員交替は原則的に認めない。但し特別の事情のある場合は、理事会の決定に依り会長が認める。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 協会に理事会の決定により、会長が委嘱する顧問、参与、及び名誉会長をおく事が出来る。

第 5 章 会 議

第 11 条 会議は総会及び理事会の2種類とする。

- 第 12 条
- 1 総会は会員をもって組織し毎年1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開く事が出来る。
  - 2 理事会は必要に応じ随時開催する。

第 13 条 (召集・議長)

会議は長が召集しその議長となる。

第 14 条 (会議の欠席)

やむを得ない事由の為に会議に出席出来ぬ場合は議長に連絡通知する。

第 15 条 (表 決)

- 1 表決は出席者の過半数によって決定される。
- 2 議長は、緊急を要する事情については、電話・メール等により表決を求める事により会議に替える事が出来る。但しこの場合は書面による記録を残す事。

第 16 条 会議の議事録は理事が作成し、会員の要求ある場合は随時閲覧出来る。

第 17 条 総会の審議事項

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算
- 3 規約の変更
- 4 会長の推薦
- 5 理事の推薦
- 6 会長の附議する事項

第 18 条 理事会の審議事項

- 1 総会に附議すべき事項
- 2 協会の会務執行に関する事項
- 3 会長の附議する事項

第 6 章 会 計

第 19 条 協会の経費は次の収入により支弁する。

- 1 助成金
- 2 登録料
- 3 会費 (大会等参加費)
- 4 寄付金等
- 5 その他雑収入

第 20 条 登録料は毎年5月末までに次表により会計へ納入する。  
追加登録による付加料金額の増加は9月末までに会計へ納入する。

登録料=基本料+付加料

基本料 2,000円

付加料

団体の人数	付加料
1 ~ 10名	1,000円
11 ~ 20名	2,000円
21 ~ 30名	3,000円
31 ~ 50名	5,000円
51 ~ 100名	8,000円
101名以上	15,000円
県登録負担金 1名	200円

第 21 条 協会の会計は毎年2月1日から始まり翌年1月31日に終わる。  
協会の登録は毎年11月1日から始まり11月31日に終わる。  
協会の追加登録は毎年7月1日から始まり7月31日に終わる。

第 22 条 功労と慶弔

- 1) 協会に20年以上功労があった者に対し、理事会の決定により協会から感謝状と功労金を贈呈する  
(額は3万円相当の商品券)
- 2) 協会関係者に不幸があった場合に弔意を贈呈する。対象、内容は会長に一任し、結果を理事会に報告する。

第 23 条 会計細則

① 事務局費		80,000円/年
② ドロー作成手当等	エントリー数	
	~ 49	5,000円/回
	50 ~ 124	7,500円/回
	125 ~ 199	10,000円/回
	200 ~ 274	12,500円/回
	275 以上	15,000円/回
県選考会、春季大会、クラブ対抗、年齢別シングルス、ミックス大会 秋季大会、ベテラン大会、新進大会、ベテランミックス大会、名簿登録管理		
③ 大会役員手当 (都市対抗派遣選手、役員、手伝い・応援を含むに準用する)		
	8~13時: 5,000円/人	8~15時 6,000円/人
	8~19時: 8,000円/人	8~17時; 7,000円/人
	協力クラブ (8~15時) 時間の把握は現場の状況に合わせて判断する	4,000円/日/人
	少年初心者テニス教室のコーチ料	14,000円/日/人
	少年初心者テニス教室のコーチ料 (キャンセル時)	7,000円/日/人
④ 市体協行事派遣役員手当		2,000円/日/人
⑤ 理事会手当 (出席者の交通費の一部として)		1,000円/日/人
⑥ 体育祭行進手当		1,000円/日/人

附 則

- 1 この規約は昭和52年4月1日より実施する。
- 2 この規約は平成5年4月1日より改定実施する。
- 3 第22条の追加と第21条の会計期間の変更、附則3項の加筆を実施平成26年3月2日より改定実施する。
- 5 附則3-3) 大会役員手当を改定し平成30年3月3日より実施する。
- 6 附則3-3) 大会役員手当の一部を改定し令和4年3月4日より実施する。
- 7 第21条の協会登録期間を変更し令和5年4月1日より実施する
- 8 付則3-3を無くし、第23条会計細則として追加